



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門②6

宗教法人と墓地経営 5

● 墓地使用权

墓地使用权とは、墳墓の所有者が墳墓を所有するために墓地経営者等他人の所有する墓地のうち限定された区域（一般に「墓所」といっています。）を使用しうる権利をいいます。

<その一般的性質>

① 固定性

墳墓は行政（所轄庁）によって許可された墓地のうち、一定の限定された墓所においてのみ設置することが許されている施設です。従って墳墓それ自体は容易に他に移動できない性質をもっています。しかも墳墓は一般に墓碑等特殊な表示物によって表象されており、墓所とその構造が一体となっています。これを墓地使用权の固定性と呼んでいます。

② 永久性

墳墓の所有権は、旧民法では家督相続人に、現在の民法では祭祀承継者に、それぞれ相続されることになっています。承継者が絶えて無縁にならない限り、永久的に受け継がれていきます。その結果、墳墓と一体となっている墓地の使用権も永久的に受け継がれていきます。これを墓地使用权の永久性といえます。

③ 財産性

墳墓は不融通物といわれることがあります。不融通物とは権利の客体（例えば、「私が所有権をもっているお墓」の場合でいうと、私のことを権利の主体、お墓を権利の客体といえます。）となりますが、売買など取引の客体とはならないものをいいます。例えば、公用物や禁制物のことです。墓地使用权も取引の対象とはなりません。しかし、祭祀承継者に受け継がれていく財産（金銭的価値を有するもの）で子孫にとっては重要なものです。この意味で、墓地使用权には財産性があるといわれています。

<その法的性質>

以上のような一般的性質をもった墓地使用权は、どのような法的性質をもっているのでしょうか。この点について裁判所の判断は区々に分かれています。また、学説も固まってはいません。墓地には経営主体や利用者の違いによって以下の4種類に分かれます。

- 宗旨宗派を問わない霊園（宗教法人法第6条の公益事業としての墓地）
- 檀家のみが使用权者となりうる寺院墓地（宗教活動として経営が行われる墓地）
- 村落構成員のために村落構成員によって管理されている村落墓地
- 個人が自己の所有地に墳墓を設けている個人墓地

これら墓地の種類によってその法的性質が異なっていることが統一的な判断を困難にしているように思われます。判例・学説を整理すると以下のように分かれています。

- 地上権
- 慣習法上の物権
- 檀家加入契約というべき契約に由来する永久性をもった権利
- 借主の死亡によって効力を失う旨を定めた民法第599条の適用を排除する解除制限付の使用借権
- 無名の使用貸借権

紛争がおきたときに、以上いずれの考え方に従うかによって結論が異なることがあります。上記a～dの違いに合わせてA～Dの法的性質のうち、いずれか妥当するかを考えることが重要と思います。しかし、aだからAやBだと判断することは早計で、この問題は具体的個別的に判断されるべきことだと思います。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修